

平成31年度 館林市障がい者総合支援センター事業計画

I 基本方針

当センターでは、館林市の指定管理施設、地域に根ざした施設としての役割を認識し、障害関係法令、館林市条例、障害関係計画等に則り、障がいをもつ子どもから大人まで、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、利用者一人ひとりの心身の状況、その置かれている環境などに応じて、適切なサービスの提供を目指して、次の方針により事業を運営する。

「地域」

1 地域とのきずなを大切にし、開かれた施設を目指します。

「支援」

2 ひとり一人の思いやニーズに寄り添い、より良いサービスを提供します。

「職員」

3 専門分野の知識や技術を学び、スキルアップを目指します。

4 笑顔を絶やさず、活気あふれる施設にしようぜ。

II 実施事業

館林市からセンターの管理運営を委任された指定管理者として、社会福祉法第2条第3項で定義する第二種社会福祉事業について、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する一般相談支援事業、特定相談支援事業及び地域活動支援センター事業を実施するほか、社会福祉法第26条に定める公益事業として在宅重度心身障害者等デイサービス事業を行う。

また、希望する利用者に対し、給食サービスとして昼食の提供を行う。

III 事業内容

1 在宅重度心身障がい者等デイサービス事業

法に基づく障害福祉サービス事業所等への通所が困難な者に対し、日常生活訓練、機能訓練、養護等を行うことにより、重度心身障がい者等の地域生活を援助するとともに、その介護を行う家族の負担軽減を図る。

- ① 週2回の入浴支援を安全、快適に行い、全身状態、健康状態を把握する。
- ② 作業療法を導入したりハビリテーションを実施し、日常生活動作の向上へ繋げる。
- ③ 利用者個々の体力に応じ外出支援を行い、初めての体験や、室内ではできない様々な体験活動にチャレンジする。
- ④ 高次脳機能障害を含む多様な障害について知識を習得する。

《重点項目》

- 相談支援専門員や他のサービス事業所等と連携、情報共有し、利用者の状況やニーズを的確に把握した個別支援計画を作成して、サービスを提供する。
- 連絡帳や保護者会等を通じ、家族の思い、悩みや心配事を聞く。また、利用者の将来について、親亡き後の支援について話し合っていく。

2 地域活動支援センター事業

地域社会における障がい者の生活が充実できるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る。

- ① 創作的活動では、絵画・陶芸・染色など外部講師による講座を定期的に取り入れる。
- ② 生産活動では、企業からの請負作業を行う。また、自主製品については利用者がより製作に関われるような方法を検討する。
- ③ 地域で開催されるイベント等への参加により、地域社会との交流を図る。
- ④ 親子日帰り旅行や初詣などの季節的行事、調理実習の定期的な開催により、社会体験や文化体験を積む。
- ⑤ 「あいあいレクリエーション」などに参加することで、他の地域活動支援センターや外部との

交流を図る。

《重点項目》

- 利用者の状態変化や保護者の意向等を反映した個別支援計画の作成に努め、利用者個々のニーズに応じたより適切な支援を行う。
- 身体を動かす機会を提供し、成人病や肥満予防の一助となるよう支援を行う。
- 利用者の10年後に必要な支援を家族と共に考えて準備を始める。

3 児童発達支援事業

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。児童の発達等の状況、ご家族の意向を把握し、児童一人一人のニーズに応じた目標を設定し、より良い支援が行えるような個別支援計画書を作成し、その計画に基づき、実行・評価・改善し次の支援に活かしていく。

- ① 集団活動では、児童同士の関わりを持ちながら基本的なルール等を身につける支援を行うほか、小集団の活動では絵カード等を使用する事により視覚や聴覚から入ってくる情報を増やし、認識・理解し発声や発語へと繋げ、リズムやサーキット等の粗大運動で体幹機能の向上を図り、プットイン等の微細運動では手指先の機能を高め、絵画・粘土・新聞紙等の遊びを通して感覚過敏に対しても支援を行っていく。
- ② 個別活動では、それぞれの個別支援計画を踏まえ、個々のニーズに応じた支援を1対1で実施する。
- ③ 外部講師による音楽療法、リズム体操、絵画教室や軽スポーツ等を取り入れるなど、多様な支援により発育を促す。
- ④ 保育園との交流保育を通し様々な経験・刺激を受け、地域社会との繋がりをもつ。

《重点項目》

- 児童に関する職員間の情報共有を徹底し、発達段階に応じた支援等に齟齬をきたさないよう一層の注意を払っていく。
- 児童の今後を見据えて適切な支援を行っていくため、近隣の幼稚園、保育園等との密接な連携を図っていく。

4 放課後等デイサービス事業

就学している障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などを行う。

- ① 個別活動では、一人ひとりの障害特性を把握し、個々のニーズに応じた適切な支援を行うとともに、必要に応じて小グループ制を取り入れ支援効果を高める。
- ② 集団活動では、調理等の体験を通して児童が協力しながら達成感を得られるよう支援する。
- ③ 買い物体験や図書館、プール等の施設利用を通して、社会生活の中で必要なマナー、ルールが学べるよう支援する。
- ④ 声かけ、ジェスチャー等を通して言葉や表現力を養い、コミュニケーション能力を高める。

《重点項目》

- 学校や併用している事業所との連携を密にし、利用する児童の状態や支援の方法、留意点等の情報共有を図り、一貫した支援内容を確保する。
- 外部講師による活動を取り入れることにより、多様な支援内容を構築しサービスの質の向上を図る。
- 地域の学童クラブとの交流を図る。

5 障害に関する相談支援事業

障がい者や家族からの障害福祉に関する相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等を適切に利用するための計画を作成する。

- ① 障がい者の福祉に関する様々な問題について、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援を行うほか、権利擁護のために必要な支援を行う。
- ② 障がいを持つ方がその能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、計画相談支援、障害児相談支援や地域相談支援を行う。
- ③ 障がい者等の困りごとに対応する基本的な相談を行うことで、地域福祉の発展に努める。

《重点項目》

- 圏域の地域生活支援拠点整備に向けて、各関係機関と情報共有を行い、親なきあとの不安と思われるケースを把握する。(相談支援と繋がっていないケースを把握する)
- 幼稚園、保育園、学童保育、小学校など、障がい児や家族に対しての理解がなく当事者が不安を抱えているケースが多い。各関係機関と連携を図ることで、障がいに対しての理解を求める。

6 給食サービス

食材の安全確保、厨房内外の衛生管理を徹底する中で、希望する利用者へ食事の提供や防災食の試食会を行う。

- ① いろいろな季節の食材を使い、四季を感じられる献立づくりに努める。
- ② 各事業との連絡を密にして、一人ひとりの年齢、状態にあった食事サービスを心掛ける。
- ③ 食物アレルギーの対応として、個別に十分な聞き取り調査を行い除去食のみ提供する。
- ④ 地域の方に、防災訓練と一緒に防災食の試食会を行う。

7 地域貢献活動の推進

(1) 地域貢献活動方針

障がい者施設、館林市の指定管理施設として、地域に根付き、地域の方々と手をつないで、地域福祉の向上に貢献できるような活動に積極的に取り組む。

(2) 平成 31 年度の重点項目

- ① 地域の方々、保護者、利用者に参加いただく防災訓練や防災食の試食を実施し、防災知識と防災意識の向上を図っていく。
- ② 知的障害、自閉症、発達障害や認知症の方々に有効とされているスヌーズレン(多感覚刺激)を応用し、県立多々良沼公園事務所と連携して、多々良沼公園を飾るイルミネーションやワークショップイベント等を企画する。
- ③ 公用車の空き時間を活用し、車での送迎を行い、会議室を活用した昼食提供等を実施し、障がい者だけでなく地域の高齢者の外出も促す支援につなげる。
- ④ 群馬県ふくし総合相談支援事業として、「なんでも福祉相談員」による相談を実施する。地域住民の悩み(生活困窮、高齢、障がい、児童、制度の狭間問題など)を受け止め、把握した内容を整理し、支援対応に取り組む。
- ⑤ 県立ふれあいスポーツプラザと協力し、多々良沼公園の自然環境を活用した障がい者スポーツ、子どもから高齢者まで地域の方々が参加できる健康をテーマにしたイベントを実施する。